

賃貸借契約書

公益財団法人千葉県産業振興センター（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）との間に、次のとおり自動車の賃貸借に関する契約を締結する。

（賃貸借自動車）

第1条 乙は、甲に次のとおり自動車を賃貸し、甲は、これを賃借する。

コンパクトカー

車 名

型 式

台 数 1 台

（賃貸借自動車の品質等）

第2条 賃貸借自動車の品質等は、別添仕様書のとおりとする。

（使用の本拠地及び保管場所）

第3条 甲の自動車の使用の本拠地及び保管場所は、次のとおりとする。

使用の本拠地及び保管場所：千葉県柏市柏の葉5－4－6

（賃貸借契約期間）

第4条 賃貸借の期間（以下「賃貸借期間」という。）は、次のとおりとする。

賃貸借期間：令和9年3月1日から令和14年2月29日まで（60カ月間）

（賃貸借料金）

第5条 自動車の賃貸借料金は、次のとおりとする。

60か月総額 金 円

（うち消費税及び地方消費税の額 金 円）

月額 金 円

（うち消費税及び地方消費税の額 金 円）

なお、消費税及び地方消費税額は契約締結時に適用されている税率に基づき適用されたものであり、税率の改訂その他の事由により消費税及び地方消費税額の算定方法に変更が生じた場合は、当該消費税及び地方消費税は変更されるものとする。

(賃貸借料金の支払方法)

第6条 乙は、当該月分の賃貸借料金を翌月に甲に対し書面により請求するものとし、甲は請求書を受け取った日から30日以内に乙に支払うものとする。

(契約の保証)

第7条 この契約に係る契約保証金は免除するものとする。

(賃貸借料金に含まれる項目)

第8条 別添仕様書に記載の項目については、賃貸借料金に含まれるものとする。

(自動車の納車等)

第9条 乙は、自動車を本契約書で指定された保管場所へ、仕様書に定める納車日までに乙の負担で納車し、使用可能な状態に調整した上、賃貸借期間の開始日（以下「使用開始日」という。）から甲の使用に供さなければならない。

2 乙の責に帰すべき事由により前項の使用開始日までに自動車を納入することができない場合においては賃貸借自動車と同等の代車を手配するものとする。

(自動車の引渡し)

第10条 自動車の引渡しは、本契約書に定める保管場所で甲の検収をもって行うものとする。

(引き換え又は手直し)

第11条 乙は、納車した自動車の全部又は一部が前条の検収に合格しないときは、直ちに引き換え又は手直しを行い、検収に合格する自動車を納入しなければならない。

(自動車の保管)

第12条 甲は、善良な管理者の注意をもって本契約書に定める保管場所に自動車を保管するものとし、その費用は甲の負担とする。

2 甲は、保管場所を変更するときは、速やかに乙に通知するものとする。

(自動車の運行)

第13条 甲は自動車について法定の日常点検を行い、自動車の評価を著しく消耗させないように留意するものとする。

(自動車の現状変更)

第14条 甲は、自動車に装置、部品、付属品を付着し、又は自動車からそれらを取り外すときは、事前に乙の承諾を受けなければならない。

(点検及び整備の履行)

第15条 乙は自動車について、賃貸借期間中に第8条に定める賃貸借料金に含まれる項目として記載のある点検及び整備を行うものとする。

(整備費用の負担)

第16条 甲は前条の規定にかかわらず、次の場合の修理費等を負担するものとする。

(1) 第8条の賃貸借料金に含まれる項目として記載のある整備項目以外に整備及び修理に要する費用

(2) 甲の故意若しくは重大な過失又は天災等に起因する自動車の損害修理に要する費用

(3) 甲が乙の承認なしに乙の指定する工場以外で独自に行った費用

(連絡通知)

第17条 甲は、自動車について著しい破損、滅失、盗難、紛失、天災、被搾取等の事故を生じたとき、若しくは乙に優先する権利を主張する者が現れたときは、乙に対し遅滞なくこれを通知しなければならない。

(禁止行為)

第18条 甲は、次に掲げる乙の権利を侵害する一切の行為をしてはならない。

(1) 自動車の譲渡・転貸又は本契約に基づく権利の譲渡

(2) 乙の承認を得ないで行う自動車の現状又は自動車検査証記載事項の変更、若しくは自動車の保管場所・使用の本拠地・用途等の変更

(契約不適合責任)

第19条 甲は、引渡した自動車の種類、品質に関して契約の内容に適合しない状態(以下「契約不適合」という。)があるときは、乙に対しその修補、代替物の引渡し又は不足物の引渡しによる履行の追完を請求(以下「追完請求」という。)することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課すものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、甲は同時に規定する追完請求に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

3 第1項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 追完請求、前項に規定する代金の減額の請求（以下「代金減額請求」という。）、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときはすることができない。

5 甲が契約不適合を知った時から2年以内にその旨を乙に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときはその限りではない。

（甲の催告による解除権）

第20条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、納入すべき期日を過ぎても自動車の納入をしないとき。

(2) 納入期限内に合格品を完納しないとき又は納入期限超過後相当の期間内に合格品を完納する見込みがないと認められるとき。

(3) 正当な理由なく、第19条第1項の履行の追完がなされないとき。

(4) その他契約に違反したとき。

（甲の催告によらない解除権）

第21条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) この契約の全部の履行ができないことが明らかであるとき。

(2) 乙が合格品の完納を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 物品の性質又は当事者の意思表示により、納入期限又は一定の期間内に合格品を完納しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が合格品

を完納しないでその時期を経過したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項)

第22条 受注者に談合その他不正行為等があったときは、別紙「談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項」によるものとする。

(協議)

第23条 この契約に定めのない事項又は本契約の履行について疑義が生じたときは、甲と乙とが協議のうえ定めるものとする。

上記契約締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

住所 千葉県千葉市美浜区中瀬2丁目6番地1
甲 WBG マリブイースト23階
氏名 公益財団法人千葉県産業振興センター
理事長 富 沢 昇

住所
乙
氏名